



平成28年度の雇用保険料率は引き下げられる見込みに

雇用保険の保険料率は、毎年3月末の積立金と給付の状況に応じて見直しが行われることになっています。平成28年度の保険料率についても審議が重ねられ、平成27年度と比べ引き下げられる予定となっています。



1.平成28年度の雇用保険料率

平成28年度の雇用保険料率については、国会に改正法案が提出されており、この法案成立後に決定となります。具体的な料率は下表のとおりです。労使折半で負担する失業等給付の保険料率は労使双方で1/1,000ずつ、事業主が全額負担する雇用保険二事業の保険料率は0.5/1,000の引下げが予定されています。

2.雇用保険被保険者の対象拡大

今回の保険料率の変更と併せて、現状では被保険者とはならない65歳以降に新たに雇用される人についても、平成29年1月1日から雇用保険の被保険者とするという内容が改正法案に盛り込まれています。さらに、平成32年

度からは、4月1日現在で64歳以上の被保険者を対象に行われている雇用保険料の免除について、制度廃止が予定されています。高年齢者を多く活用している事業主にとっては大きな保険料負担になることが予想されます。

3.介護休業給付の給付率引き上げ

その他、近年、社会的な問題として関心が高まっている介護休業に関する改正も予定されています。具体的には、介護休業を取得した際に被保険者に支給される介護休業給付の給付率を賃金の40%から67%に引き上げるといったものです。これは平成28年8月1日施行に向け、議論が進められています。

※本記事は、平成28年3月15日の情報に基づきます。

平成28年度の雇用保険料率（改正法案が国会で成立した場合）

事業の種類	負担				①+② 雇用保険料率
	①労働者負担	②事業主負担	失業等給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率	
一般の事業	4/1,000	7/1,000	4/1,000	3/1,000	11/1,000
農林水産・ 清酒製造の事業	5/1,000	8/1,000	5/1,000	3/1,000	13/1,000
建設の事業	5/1,000	9/1,000	5/1,000	4/1,000	14/1,000

国会の審議スケジュールは未定となっており、年度末ぎりぎりの時期での成立もありえますので、最新情報に注意しておきましょう。